集会施設に係る整備指針

1 設置目的等

(1) 役割と機能

集会施設は、これまで主に会議、趣味サークル、サロン活動、地域交流、 レクリエーション等の場としての役割を担ってきました。

近年は、これらの地域コミュニティの場としての機能に加え、地域防災、地域福祉を始めとする複雑多岐にわたる地域の課題に対し、様々な市民団体が協働して自立的かつ自主的に課題解決を図る地域経営の拠点としての機能が求められています。

また、地域の価値創出や発信といった各種の地域振興活動の場所として、幅広い役割を担うことも期待されています。

(2) 施設の種類と目的

集会施設は、津市公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」といいます。)において、用途や対象とする利用者に応じて次の7つの施設区分に分類しており、この他にも集会施設に分類していないものの、会議や寄り合い等の集会ができる機能(以下「集会機能」といいます。)がある施設として、庁舎等、教育児童施設、文化施設等があります。

また、自治会が所有、管理している集会所等も、市域内に520箇所あります。

ア コミュニティセンター(41施設)

コミュニティセンターには、中学校区程度の比較的広い地域を対象とする市民センター、小学校区程度を対象とする会館、美杉地域の地域住民センターや多目的集会所等のほか、防災対策、産業振興、観光振興等の目的を併せ持つ各種の施設があり、市内各地域に設置しています。

イ 集会所(69施設)

集会所には、主に複数の自治会の区域を単位として設置した会館(コミュニティセンターの会館とは異なります。)又は集会所があり、防衛省や厚生労働省の補助金を受けて設置したものや団地開発事業者から帰属を受けたものなどがあります。

ウ 市営住宅内集会所(7施設)

市営住宅に併設された入居者向けの集会所で、津地域及び久居地域に 設置しています。

工 隣保館(12施設)

地域住民の生活の社会的、経済的、文化的向上を図るため津地域、久居地域、芸濃地域、美里地域、一志地域、白山地域及び美杉地域に設置しています。

オ 農民研修センター(16施設)

地域の農業振興、農業・農村環境の維持発展及び農村地域のコミュニティの形成を目的に、津地域、久居地域、美里地域、安濃地域、一志地域及び白山地域に設置しています。

また、美杉地域には、林業振興を目的とした美杉林業研修集会施設を 設置しています。

カ 教育集会所(18施設)

地域の社会教育や人権啓発を目的に、津地域、久居地域、芸濃地域、美里地域、一志地域、白山地域及び美杉地域に設置しています。

キ 公民館(53施設)

社会教育法における住民の教養の向上、健康の増進等を目的に、生涯 学習や地域活動の拠点として、市内各地域に設置しています。

2 現状及び課題

(1) 本市の集会施設等の現状等

設置の経緯、建設財源、設置当初の目的等により、施設の規模や名称が 様々となっており、それに伴い、施設所管も様々となっています。

また、集会施設の中には、特定目的のため設置され、一般利用ができない施設や集会施設ではないが集会機能を有する施設もあるなど、適正配置を図る上で、各施設との整合が必要です。

(2) 集会施設の課題

ア 中学校区内における配置等の適正化

中学校区単位での集会施設の整備状況の現状としては、3(1)で示す施設整備の基準をほぼ満たしている状況にあります。

しかし、中学校区内を小学校区で見た場合には、最寄りの集会施設まで距離があるため利用に際しての不便さがある、施設の規模が小さい、 駐車場が不足し大人数での集会ができないなどの状況が見受けられることから、個別の配慮が必要となる地域もあります。

イ 老朽化とユニバーサルデザイン化

集会施設のうち約50パーセントが築30年を経過しているため、施

設及び設備の老朽化対策が必要です。

また、高齢者、障がい者を含む全ての人が利用しやすいようにするための駐車場の確保、エレベーター、エアコン、洋式トイレの設置等の環境整備と合わせた対策が必要です。

ウ 利用率及び使用料収入状況の低迷

利用率は、総じて低い状況にあり、減額免除制度を適用した利用が多いため、管理運営費用に占める使用料の割合は約15%と低くなっていますが、施設の規模、立地条件、地域活動団体の利用状況などによる影響も大きいことから、施設の特性に応じた利活用方法の検討が必要です。

エ 管理運営の改善

集会施設の管理運営形態は、直営、一部委託又は指定管理者制度の活用と様々で、業務内容についても地域や施設ごとに異なります。

今後は、施設所管の適正化を図るとともに、効率的な管理運営に向けた体制の構築が必要です。

3 整備の考え方・進め方

原則、新規施設の整備又は建て替えを行わないこととし、地域に施設整備 の必要が生じた場合は、集会機能を持つ他の施設を活用できるよう、施設開 放に向けて管理の在り方を検討します。

また、既存の集会施設に大規模改修等の必要が生じた場合には、拠点化施設に集約化又は複合化を行い、機能を確保していきます。ただし、これらの方法での機能確保が困難な場合に限って、有利な財源の活用や他の余剰施設の廃止など、将来負担を軽減することを条件に、新規施設の整備又は建て替えによる整備を進めます。

施設整備に当たっては、防災機能、子育て支援機能などを併せ持つ多機能な施設を目指します。

なお、この考え方・進め方については、集会施設のうち広く住民の利用に供される施設を対象とし、隣保館、教育集会所、目的が特化した集会所及び 市営住宅内集会所については、当面の間適切な維持管理を行います。

(1) 施設整備の基準

中学校区単位での人口1,000人当たりの集会機能面積(以下「集会機能面積」といいます。)については、特定の目的を持つ集会施設を除き50㎡とし、人口規模に応じた整備の基準とします。ただし、中学校区内において、集会機能面積の整備基準を満たしている場合であっても、個別

の対応が必要な地域については、円滑な地域活動が可能となるよう、施設 整備の検討を行います。

(2) 諸室・設備整備の考え方

整備する集会施設の諸室の機能や規模は、今後の利用予定等を分析し、 稼働率の向上を考えた上で、ダウンサイジング化を図るなど、必要な諸室 機能を取捨選択して決定するとともに、多目的な利用ができるよう工夫を 行います。

また、転用、大規模改修、建て替え又は新設を行う場合は、今後の利用 予定等の分析に基づく費用対効果の検討を充分に行った上で、エレベータ 一の設置を含めたユニバーサルデザイン化や駐車場についても必要とされ る台数を確保できるよう検討を行います。

4 管理運営の考え方

(1) 所管の最適化

現在は、施設設置時の目的に応じて複数の所管が管理及び運営を行っていますが、今後、施設の集約化又は複合化を推進していく中で、施設の利用特性を考慮し、より効率的な管理運営が可能となるよう、その体制について検討を行います。

(2) 管理運営形態の最適化

ア 指定管理者制度を活用する施設

地域経営の拠点としての機能にふさわしい指定管理者制度の運用を目指すため、指定管理者が施設の管理運営や自主事業の実施を通じて地域振興に寄与できる形態を構築するとともに、各種地域活動団体や施設利用者が連携して地域のニーズや課題を把握し、自立的に対応又は解決を図ることができる体制づくりについても検討を進めます。

イ 主に地域住民が利用する施設

主に地域住民が利用し、本市が行政運営上必要としない施設について、地域住民が使用を希望する場合には、建設財源に係る処分制限期間を考慮して段階的に地域団体等に貸与又は譲渡を行い、地域団体等に管理運営を委ねていきます。

なお、それら施設が耐用年数を迎える場合において、地域住民が貸与 又は譲渡を希望しない場合は、除却、処分等を行います。

5 他の整備指針との整合

公民館については、「公民館に係る整備指針」を別途策定していますが、

公民館の今後の役割は社会教育のみならず地域コミュニティ機能が重要となってくることから、今後の集会施設の充足状況や施設整備の要否の判断に当たっては、公民館も含めて検討を行うとともに、公民館の改修整備を行う場合も他の集会施設の状況を考慮して検討します。

また、他の施設類型等における公共施設においても、集会機能を持つ施設 については、同様に考えるものとします。